

新たな営業届出制度について

営業許可の対象でない場合であっても、**管轄の保健所に届出が必要**になります。

令和3年6月1日以降

① 食品衛生法の要許可業種

飲食店営業、菓子製造業、冷凍食品製造業、
そいざい製造業など32業種

② 食品衛生法の要届出業種

①食品衛生法の要許可業種と

③届出が不要な業種 以外の営業が

届出の対象

(例)

野菜果物販売業、菓子種製造業、
食肉販売業（包装品のみの取扱い）、
食品販売業（弁当等）、集団給食など

③ 届出が不要な業種

食品又は添加物の輸入をする営業、運搬業、
容器包装に入った長期間常温で保存可能な食
品の販売など

図：新たな制度の概要（②が届出の対象）

	許可	届出
手数料	○	—
更新手続き	○	—
変更、廃業の届出	○	○
営業施設の基準	○	—
衛生管理の基準 (食品衛生責任者の設置、 HACCPに沿った衛生管理など)	○	○

○：該当する、基準の遵守が必要

表：許可と届出の違い

- 上図の ①食品衛生法の要許可業種 と ③届出が不要な業種 以外の営業者は、**管轄の保健所に届出を
する必要があります**（上記の ②食品衛生法の要届出業種）。
- 新たな届出制度が始まるのは**令和3年6月1日**からです。すでに営業中の営業者は**令和3年11月30日
までに届出が必要**です。ただし、今回の改正で食品衛生法の許可から届出に移行する業種（例：乳類
販売業）は、令和3年6月1日に届出を行ったとみなされるため、新たな届出は不要です。
- 届出は許可と異なり、手数料はかかりず、有効期間がないため更新の必要はありません。
ただし、届出事項に変更があった場合や廃業した場合は、保健所への届出が必要です（上表）。
- 届出は、許可とは異なり施設基準の要件はありませんが、許可と同様に「**食品衛生責任者**」を設置す
る必要があります※。また、「**HACCPに沿った衛生管理**」を行わなければなりません（上表）※。
(※合成樹脂製の器具・容器包装の製造事業者は、別途GMPによる製造管理が制度化されたため対象外です。)

新たな営業届出制度について

令和3年6月1日以降の許可、届出、届出不要の業種の一覧

① 食品衛生法の要許可業種

- | | | |
|--|----------------|---------------|
| 1 飲食店営業 | 11 菓子製造業 | 22 豆腐製造業 |
| 2 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 | 12 アイスクリーム類製造業 | 23 納豆製造業 |
| 3 食肉販売業 | 13 乳製品製造業 | 24 麺類製造業 |
| 4 魚介類販売業 | 14 清涼飲料水製造業 | 25 そうざい製造業 |
| 5 魚介類競り売り営業 | 15 食肉製品製造業 | 26 複合型そうざい製造業 |
| 6 集乳業 | 16 水産製品製造業 | 27 冷凍食品製造業 |
| 7 乳処理業 | 17 氷雪製造業 | 28 複合型冷凍食品製造業 |
| 8 特別牛乳搾取処理業 | 18 液卵製造業 | 29 潰物製造業 |
| 9 食肉処理業 | 19 食用油脂製造業 | 30 密封包装食品製造業 |
| 10 食品の放射線照射業 | 20 みそ又はしょうゆ製造業 | 31 食品の小分け業 |
| | 21 酒類製造業 | 32 添加物製造業 |

② 食品衛生法の要届出業種

①食品衛生法の要許可業種 と ③届出が不要な業種 以外の営業が届出の対象（以下は例示）

製造・加工業の例

- ・農産保存食料品製造業
- ・菓子種製造業
- ・粉末食品製造業
- ・いわゆる健康食品の製造業
- ・精米・精麦業
- ・合成樹脂製の器具/容器包装製造業

調理業の例

- ・集団給食（委託の場合、飲食店営業の許可になる場合あり）
- ・調理機能を有する自動販売機（高度な機能を有し、屋内に設置されたもの）
- ・水の量り売りを行う自動販売機

販売業の例

- ・乳類販売業
- ・食肉販売業（包装食品のみの取扱い）
- ・魚介類販売業（包装食品のみの取扱い）
- ・野菜果物販売業
- ・弁当などの食品販売業
- ・行商

③ 届出が不要な業種

- 1 食品又は添加物の輸入業
- 2 食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業（ただし、冷凍又は冷蔵倉庫業は届出が必要な業種）
- 3 常温で長期間保存しても腐敗、変敗その他品質の劣化による食品衛生上の危害の発生の恐れがない包装食品又は添加物の販売業（カップ麺や包装されたスナック菓子等）
- 4 合成樹脂以外の器具・容器包装の製造業
- 5 器具・容器包装の輸入又は販売業

このほか、学校・病院等の営業以外の給食施設のうち、1回の提供食数が20食程度未満の施設や、農家・漁業者が行う採取の一部と見なせる行為（出荷前の調製等）についても、営業届出は不要です。